

新たなユニバーサルサービス制度に対応した 交付金制度の在り方に係る検討の方向性

令和 8 年 6 月
事 務 局

- 昨年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、昨年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

(継続検討)

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- **ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)**は、令和10年度を念頭に、**光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化**を検討

本日取り扱う内容

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

本日取り扱う内容

2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

(継続検討)

- 役務提供の拒否事由(「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等)について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

(継続検討)

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費(減価償却費)と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

本日取り扱う内容

3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

- これまでの答申(案)を踏まえ、継続して検討することとされた論点は以下のとおり。特に最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度等については、現行の交付金制度等とシームレスな制度となるよう検討を進める。

| | 電話 | ブロードバンド |
|-------------|---|---|
| | <p>検討事項①：最終保障提供責務の発生要件と履行手続</p> <p>(1) 役務提供確認手続の確立に向けた検討</p> <p>(2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討</p> | |
| | <p>本日取り扱う内容</p> | |
| 新制度 | <p>検討事項②：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方</p> <p>(1) 第一種交付金制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（支援区域の単位、指定基準となるカバー率の設定、電話の区域別収支の計算方法を含む） ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について | <p>(2) 第二種交付金制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（指定基準となるカバー率の設定を含む） ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について ③ 第二種交付金の算定方針について（整備費や協力費の合理的な補填の基本的考え方の整理） |
| 現行制度 | <p>検討事項③：現行の第一種交付金制度の見直し</p> <p>(1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し（加入電話のベンチマークにおける2σ）</p> <p>(2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル網固定電話の原価の算定方法 ● ワイヤレス固定電話の原価の算定方法 | <p>検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し</p> <p>(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法施行日より前に譲受した、法施行日より後に整備して譲受した公設設備に対する第二種交付金の交付について ② 前事業年度の収支が黒字であった場合の大幅赤字区域に係る第二種交付金の交付について ③ 新規整備・民間移行を行った場合の第二種交付金の交付の継続について ④ より迅速な第二種交付金の交付について <p>(2) 支援区域として指定すべき区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに光ファイバを整備した区域を特別支援区域として指定することについて ② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域を特別支援区域として指定することについて <p>(3) その他</p> |

1. 基本的考え方

【検討の背景】

- ・ 令和7年改正法により最終保障提供責務が導入され、これに伴って、既に提供されている電話・ブロードバンドサービスの赤字額の一部を補填する現行の交付金制度と並存する形で最終保障電気通信役務の交付金制度を整備することとなる。
- ・ 一次答申では、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方を統合的なものとし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、両者の検討について緊密に連携を図ることとした。また、二次答申では、第一種交付金制度の抜本的な見直しや、令和8年度に初めて交付される第二種交付金制度の運用状況を踏まえた見直しについては、最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的・統合的に検討するとの方向性を示したところ。
- ・ 特に第二種交付金制度については、二次答申において、第二種適格電気通信事業者や第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者にとって使い勝手のよい制度とすべきことを念頭に検討を進めることが望ましいとの方向性を示したところ。

【検討の方向性】

- ・ 第一種・第二種適格電気通信事業者にとっては、担当支援区域における自主的なユニバーサルサービスの提供に対する現行の交付金制度の手続と、同じ担当支援区域における最終保障電気通信役務（最終保障提供責務としてのユニバーサルサービス）の交付金制度の手続の双方に対応することが必要となるため、事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向することとしてはどうか。
- ・ NTT東西にとっても、現行制度の下で第一種・第二種適格電気通信事業者の指定を受けている中、最終保障提供責務の導入に伴って、担当支援区域以外の区域においても地域会社として最終保障提供責務を負うこととなり、その提供コストの赤字について最終保障電気通信役務の交付金制度により補填することとなる。そのため、担当支援区域として指定を受けているか否かによって手続が大きく異なることにならないよう、地域会社が交付金を受けるために必要な確認手続についても、第一種・第二種適格電気通信事業者が交付金を受けるために必要な申請手続と統一感のある制度設計を志向することとしてはどうか。

2. 第一種交付金

【検討の背景】

- ・ 現在の第一種交付金を算定するための原価算定は、接続料の原価算定と同様、提供する事業者の非効率性を排除するとの観点から、いわゆるLRIC方式を主に採用している。
- ・ 二次答申では、令和9年度以降の現行の交付金制度を最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的に見直すことや、NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行の詳細が明らかでないことから、それまでの間は現在の算定方法等を踏襲することが適当との方向性を示した上で、現行のLRICモデルを用いた原価算定やベンチマーク方式による補填額算定の廃止等の抜本的な見直しについては継続検討課題としたところ。
- ・ NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画では、本年4月から一部エリアでの先行的な移行に着手し、令和10年4月からエリア単位での段階的なサービス終了を開始し、おおむね10年程度で移行を完了させることを想定。移行に当たって、NTT東西は、メタル加入電話の利用者に対して、光回線電話・（ブロードバンド重畳型の）光IP電話、ワイヤレス固定電話のほか、令和10年4月からは、モバイル網固定電話を提供する意向を示している。

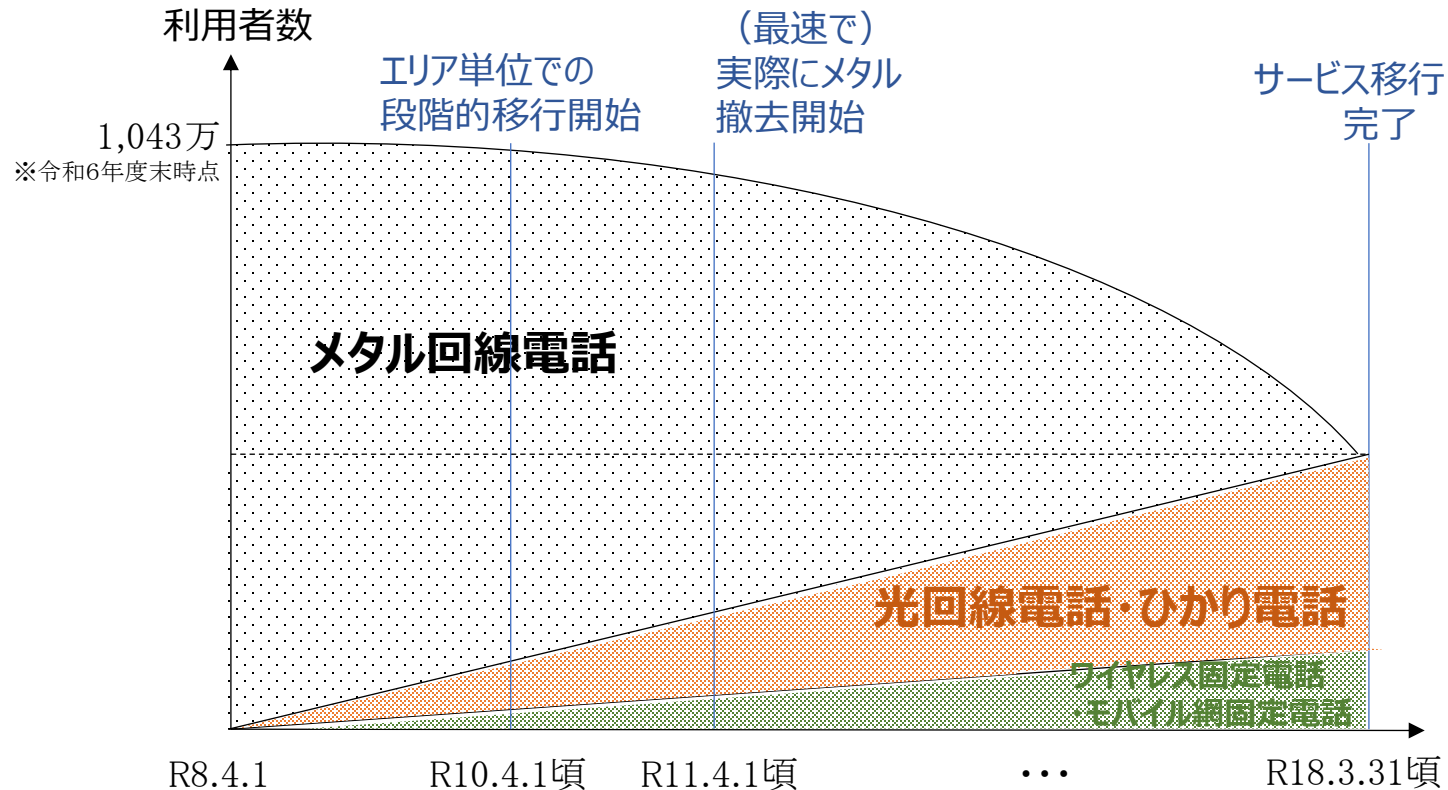
【検討の方向性】

- ・ メタル回線電話の維持コストは、メタル加入電話の光回線電話等への移行が進む中でも当面減らないと想定されること※、その時期については今後の実際の移行状況によってくることを踏まえれば、当面は、メタル加入電話をベースとして補填する現行の考え方を維持しつつ、現状を踏まえた「現行モデルのチューニング」を図ることを基本として設計することとしてはどうか。

※ メタル加入電話の用に供されているメタル回線が実際に撤去されるのは、早くとも令和11年4月以降、エリア単位での段階的なサービス終了が本格化し、一定のエリア単位で移行が完了した後であり、ある程度のボリュームでメタル回線電話の維持コストが減少するのは、「一定のエリア単位での移行完了」が本格化してくる時期であると考えられる。

- ・ 一方、NTTの移行計画に沿って移行が進むことを前提とすると、第一種交付金制度についてもメタル加入電話をベースとした補填の仕組みは中長期的にはその役割を終え、光ファイバや携帯電話網をベースとした電話のユニバーサルサービスの提供コストが赤字となることが見込まれる場合には、その赤字を補填するための第一種交付金の算定方法等を整備していくことが必要となるのではないかと。
- ・ 「光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度」について、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスの在り方に関する検討とともに、適切な時期に検討に着手すべきではないかと。

- 令和7年9月、NTT東西は、2035年（令和17年）頃にはメタル設備が維持限界を迎えることを踏まえ、加入電話（メタル）を光回線電話等に段階的に移行する計画を発表。
- 令和8年度から一部エリアでの先行的な移行を開始し、その際の対応状況等を踏まえ、令和10年度頃から、エリア単位での段階的なサービス終了計画を順次公表・周知し、光回線電話等への移行提案を実施する予定。



※ 上記メタル縮退に伴う光電話等への代替とは別に、電話の最終保障提供責務が（限定的ながら）生じうる

【検討の方向性】

- ・ LRIC方式を採用している点については、メタル加入回線が電電公社の時代から敷設されてきた経緯を踏まえると、補填すべき赤字の範囲を画定するための基本的考え方として、現在でもなお一定の合理性を有すると考えられるため、算定のベースとしては当面LRIC方式を採用することとしてはどうか。
- ・ 「不採算地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置」については、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する競合サービスの撤退が確実であること等を踏まえ、実際に終了するまでの間に、見直しを検討することとしてはどうか。
- ・ その上で、各種補正措置については、以下の方向性で実施又は検討することとしてはどうか。
 - ① 「標準偏差の2倍（ 2σ ）」を加えた額を超える部分に限り補填する措置については、
 - ❶ 電話の「あまねく提供責務」が廃止されることを受け、赤字の補填割合を引き上げることによってNTT東西に対して自主的な固定電話サービス維持へのインセンティブを付与する必要があること
 - ❷ 現在の番号単価が当該措置の導入当時の番号単価（8円）を大きく下回る水準（2円程度）で推移していること
 - ❸ 当該措置を講じないこととしても番号単価は4円程度にとどまると見込まれること
 を踏まえ、令和8年度中に当該措置を終了させるための制度整備を行い、令和10年度交付分から適用する
 - ② 「光IP補正」については、
 - ❶ 今後、メタル加入電話の光回線電話等への移行が本格化した際にメタル回線を撤去できない過渡的な状況において、メタル回線電話の維持コストはサービスの移行後も当面減らないと想定される中、当初の措置導入の目的は引き続き維持すべきと考えられること
 - ❷ 光ファイバ整備のインセンティブを阻害しないという観点からも一定の妥当性を有することから、当面補正措置として維持する。
 - ③ NTT東西が令和10年度から提供開始を予定しているモバイル網固定電話について、メタル加入電話に係る交付金算定上の扱いについては、ワイヤレス固定電話と同様とするかどうかを含め、今後、提供形態等が明らかになった段階で改めて検討する。

※ モバイル網固定電話が赤字の場合にその赤字を補填する交付金制度の在り方については、その要否も含め、今後検討。
 - ④ NTT東日本とNTT西日本との間で赤字額と交付金額の比率に一定の格差が生じている点については、全体としての第一種交付金の規模に影響を与えない範囲内において、その格差を是正するための方策を講じる。

【検討の背景】

- ・ 令和7年改正法においては、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨を踏まえ、電話についても、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供しうるものとして、新たに「担当支援区域」の仕組みを導入。
- ・ また、交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者にはサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを要求。
- ・ 一次答申では、①固定電話の担当支援区域の単位について「都道府県」又は「市区町村」のいずれかとする方向で検討を進めていくことが適当とした。また、②第一種適格電気通信事業者の指定の基準について、NTT東西に対するあまねく提供責務が廃止されることを踏まえ、都道府県において100%の世帯カバーが求められている現行の基準を見直し、担当支援区域の単位ごとに、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とする方向で検討を進めていくことが適当としたところ。

【検討の方向性】

- ・ 今後ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話を提供することが想定される携帯電話事業者は、いずれも収支の見合う範囲内で第一種適格電気通信事業者としての指定を受けずに提供する意向であることを踏まえると、第一種適格電気通信事業者の指定に係る手続は、もっぱらNTT東西における取組の現状を踏まえて検討することとしつつ、制度上は、モバイル網固定電話を提供することが想定される携帯電話事業者にも適用可能なものとする方向で検討することとしてはどうか。
- ・ 具体的には、①固定電話の担当支援区域の単位については、現行の固定電話に係る指定基準が「都道府県」単位とされていることや、担当支援区域ごとの固定電話の収支を算定する必要があることを踏まえ、手続上の負担に配慮し、担当支援区域の単位は「都道府県」とすることとしてはどうか。
- ・ ②第一種適格電気通信事業者の指定基準としてのエリアカバー率については、電話の「あまねく提供責務」が廃止されても、NTT東西はメタル回線設備の縮退に伴って代替となる光回線電話等を自ら提供することで電話のユニバーサルサービスを維持する方針を示していることや、携帯電話事業者もモバイル網固定電話を提供できる携帯電話網を全国的に整備している実態を踏まえ、サービスの安定的な提供を確保する水準として「都道府県ごとに90%以上であること」とすることとしてはどうか。

<第一種適格電気通信事業者>

① 適格電気通信事業者・担当支援区域の指定 (法第108条)

- 1) 電話ユニバの提供の業務に関する収支状況等を公表していること
- 2) 電話ユニバを提供するため電気通信設備の接続約款を定め、公表していること
- 3) 指定を受けようとする単位区域に他の適格電気通信事業者がないこと
- 4) 指定を受けようとする単位区域が総務省令で定める基準に適合すること

以下の方向としてはどうか。

- ・固定電話
⇒ 都道府県単位
- ・公衆電話
⇒ 都道府県単位



② 第一種交付金の交付 (法第107条第1号)

- 1) 全ての担当支援区域における収支が赤字と見込まれること
- 2) 前年度の電話ユニバ全体の収支が赤字であること (この赤字額が交付金の上限額)

以下の方向としてはどうか。

- ・固定電話
⇒ 都道府県ごとに90%以上とする
- ・公衆電話
⇒ 都道府県ごとに設置基準及び設置台数を充足すること

<NTT東西>

① 総務大臣の確認 (法第108条の2)

- 1) 担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバの収支状況等を公表していること
- 2) 担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバのための電気通信設備の接続約款を定め、公表していること



② 第一種交付金の交付 (法第107条第2号)

担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバ全体の収支が赤字と見込まれること

NTT東西の手続上の負担に配慮し、第一種適格電気通信事業者が交付金を受けるために必要な申請手続と統一感のある制度設計を志向してはどうか。

3. 第二種交付金

【検討の背景】

- ・ 現在の第二種交付金制度は、内部相互補助の考え方（ある電気通信事業者のブロードバンドの提供による「特定の区域での収支」が赤字の場合でも、当該電気通信事業者のブロードバンドサービスの提供による「全体の収支」が黒字である限り、当該「特定の区域における赤字」について交付金による補填は必要ないとの考え方）を基本としつつも、政策的に整備を推進すべき区域の類型については、全体の収支が黒字であったとしても、当該区域でのブロードバンドサービスの収支の赤字について交付金により補填するとの考え方に沿って設計されている。
- ・ こうした制度設計の下で運用した結果、令和8年度の第二種交付金の規模は、総額約1.5億円（NTT東：約1.44億円、NTT西：約0.05億円、ZTV：0円）、一回線当たり換算すれば年額で2円となっている。
- ・ 最終保障提供責務制度では、第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域においては、経営上の理由があっても、当該第二種適格電気通信事業者が最終保障提供責務としてブロードバンドサービスを提供することとなる。
- ・ 加えて、現行制度では第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする者の業務区域に含まれる支援区域を「担当支援区域」として総務大臣が指定する仕組みとなっているが、今後は、第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする者が自ら「担当支援区域」を申請するとともに、事後的に「担当支援区域」の指定の追加・解除を申請することができる仕組み（いわば「手挙げ制」）に変わる事となる。

【検討の方向性】

- ・ 現行の第二種交付金制度は、あくまで電気通信事業者が自らの経営判断により提供するブロードバンドサービスに係る赤字を交付金により補填しようとするものであること等から、「内部相互補助」の考え方を徹底する方向での制度設計が志向され、政策的にブロードバンド環境の整備を推進すべき地域については、あくまで限定的に認められてきたと考えられるが、結果として、令和8年度の第二種交付金の規模は約1.5億円にとどまっている。
- ・ 最終保障提供責務制度が始まるところ、「内部相互補助」の考え方を徹底したままでは、第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域において、自らの経営判断によらない責務としてのブロードバンド環境の整備・維持に伴う赤字についてもブロードバンドサービス全体の黒字で吸収することを求めることになる。担当支援区域が「手挙げ制」に変わることを踏まえれば、赤字の見込まれる支援区域について、第二種適格電気通信事業者となることで自主的に整備・維持を担うインセンティブが失われるおそれが高いと考えられる。
- ・ 「光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」とする政府目標の実現に向けて、ブロードバンド環境整備をより一層推進していくためには、「内部相互補助」の基本的考え方は維持しつつも、政策的に整備を推進すべき区域の類型を拡充するとともに、全国各地の電気通信事業者が、最終保障提供責務を含め、各エリアでのブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向での制度設計（「みんなで支えるユニバーサルサービス」）を志向することとしてはどうか。

【検討の背景】

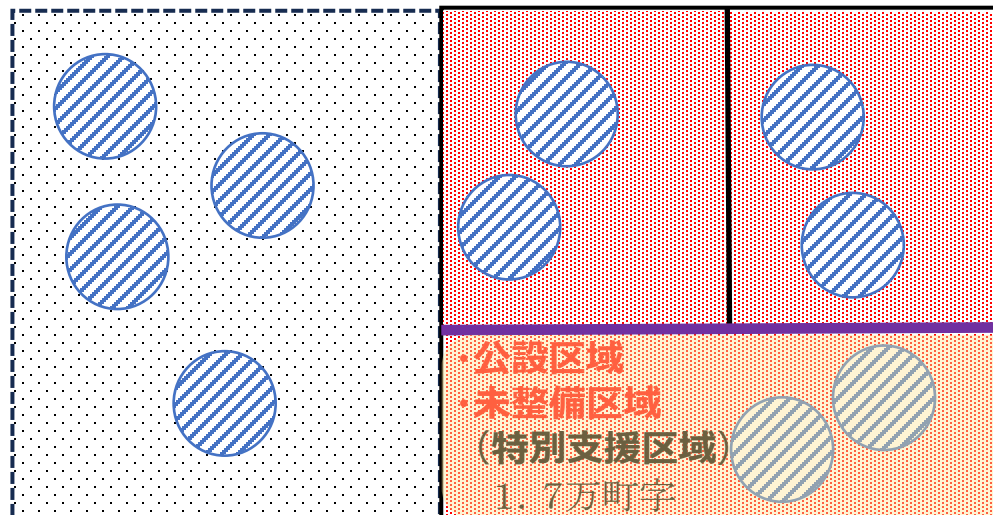
- 現在の第二種交付金の原価算定においては、内部相互補助の考え方を基本としつつ、政策的に整備を推進すべき区域の類型については、日本全国におけるブロードバンドサービス全体の収支が黒字であっても、当該区域における赤字について交付金により補填すべきであるとの考え方に沿って設計されている。

具体的には、「電気通信事業者の経営判断によっては競争的にユニバーサルサービスが提供されていない区域」かつ「モデル上赤字になると見込まれる区域」のうち、

- ① 一般支援区域及び大幅赤字区域（特別支援区域の一類型）については、ブロードバンドサービスの提供に伴い当該区域において赤字が生じたとしても、前事業年度の日本全国における全体の収支が黒字である場合には、当該赤字は交付金により補填されない。
- ② 公設区域（特別支援区域の一類型）において、第二種交付金制度の施行日（令和5年6月16日）時点で存在していた公設光ファイバ等を譲り受けた民間の電気通信事業者については、その譲り受けた設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば（、前事業年度の日本全国における全体の収支が黒字であっても）、その赤字額を上限として交付金により補填される。
- ③ 未整備区域（特別支援区域の一類型）において、新たに光ファイバ等を整備した電気通信事業者については、その整備した設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば（、前事業年度の日本全国における全体の収支が黒字であっても）、その赤字額を上限として交付金により補填される。

【支援区域の設定基準①】町字ごとのモデル上見込まれる収支

| | | |
|---------|--------------------|-------------------|
| モデル上黒字 | モデル上赤字 (一般支援区域) | 大幅な赤字 (特別支援区域) |
| 18.9万町字 | 1.4万町字 | 0.1万町字 |



【支援区域の設定基準②】整備推進の政策的必要性の観点から、サービス全体の実際の収支を勘案するかどうか

全体収支が黒字である場合には、当該区域の赤字は補填されない

全体収支が黒字でも、当該区域の赤字が補填される

令和8年度に**実際に交付**されるのはこの**区域類型のみ**

自主的整備

適格事業者が担当

支援区域外

・公設区域
・未整備区域
(特別支援区域)
1.7万町字

【検討の方向性】

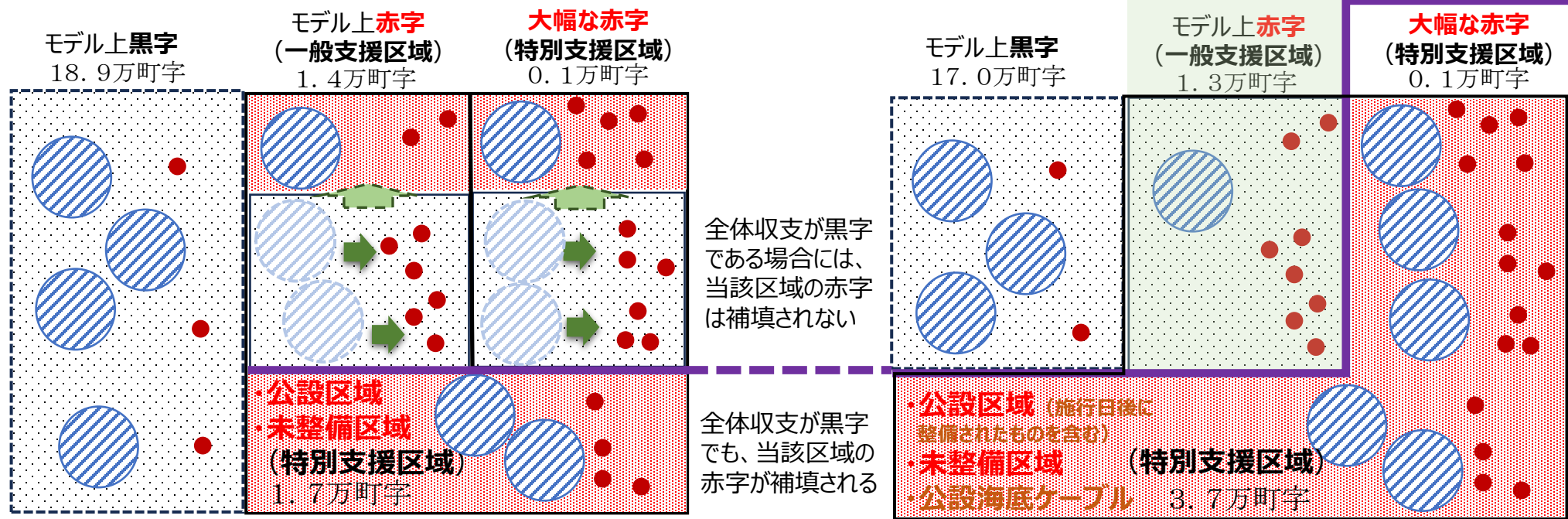
- ・ 「光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」とする政府目標の実現に向けて、第二種交付金制度においても、「政策的に整備を推進すべき区域」に交付金資源を重点的に配分するための見直しを図ることとしてはどうか。
- ・ 具体的には、以下の方向性で支援区域制度を拡充し、令和9年度におけるブロードバンド環境の整備・維持に要した費用の赤字について令和11年度から交付できるよう、可能な限り速やかに制度整備に着手することとしてはどうか。
 - ① 「大幅赤字区域」については、ブロードバンドサービスの提供による「前事業年度の日本全国における全体の収支が赤字である場合」に限らず、これが黒字であったとしても、当該区域においてモデル上見込まれる赤字額を基礎として第二種交付金を交付可能とする
 - ② 「モデル上赤字と見込まれる公設区域」及び「モデル上赤字と見込まれる未整備区域」について、公設光ファイバの譲受けや未整備エリアの整備促進を政策として進める観点から、「モデル上赤字と見込まれる」か否かにかかわらず、「公設区域」及び「未整備区域」に該当すれば特別支援区域として指定可能とする
 - ③ 「モデル上赤字と見込まれる公設区域」について、公設光ファイバの譲受けを政策として進める観点から、令和5年6月16日以降に設置された公設光ファイバを譲り受けた場合も、その譲り受けた設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば、その赤字額を上限として第二種交付金を交付可能とする
 - ④ 特に離島におけるブロードバンド環境の整備をより一層推進するため、民間事業者が「公設の海底ケーブル」を譲り受けた場合には、当該海底ケーブルの費用の全てを交付金原価の算定対象とする制度枠組みを設ける
 - ⑤ 今後、世帯は存在しないが事業所は存在する区域からも最終保障電気通信役務の提供が求められる場合を想定し、こうした区域をいずれかの者の担当支援区域として指定することを可能とする
- ・ なお、「一般支援区域」については、第二種適格電気通信事業者から、たとえ担当支援区域に指定されたとしても、新たな制度の施行後に指定の解除を申請するとの意向が示されたことを踏まえ、第二種適格電気通信事業者による指定解除手続の煩雑さを回避するため、当面、一般支援区域は指定しない運用とすることとしてはどうか。

現行制度



見直し後

運用上指定しない



自主的整備

最終保障提供責任
による整備

適格事業者が担当

支援区域外
(新制度施行後は
地域会社が担当)

【検討の背景】

- ・ 第二種交付金の交付対象となる「支援区域」は、①事業採算性が通常見込めず、②競合事業者が他にいないことが要件となっており、複数事業者の存在を理由として不必要に支援区域から外れることのないよう、現行制度上は「町字」単位としている。また、交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者にはサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、一定程度のサービスエリアを有していることを求め、例えば、特別支援区域については、電気通信回線設備の規模について「10%超」としている。
- ・ 一次答申では、光ファイバが未整備の地域が現に存在する中、令和7年改正法の施行後も、支援区域の単位は「町字」を軸に検討を進めるとともに、第二種適格電気通信事業者の指定の基準は、電力系事業者やCATV事業者などなるべく多くの電気通信事業者が資格を備えうる水準とする方向で検討を進めていくことが適当としたところ。

【検討の方向性】

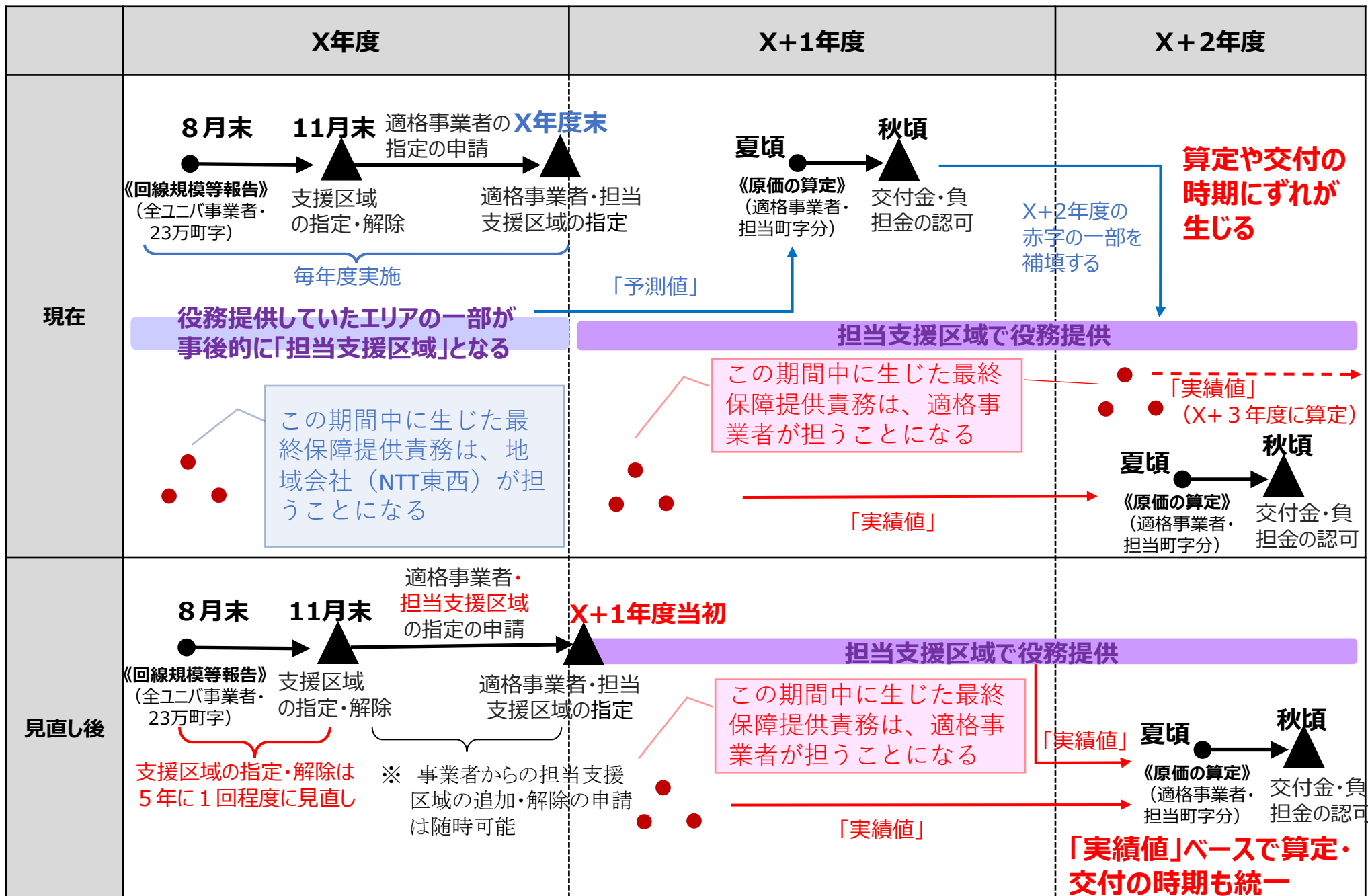
- ・ 新制度の施行後は最終保障提供責務も負担することも考えると、担当支援区域を細かく取捨選択できる制度とするほうが指定の申請を行いやすくなること、政府目標の実現に向けて支援区域を重点的にきめ細かく指定可能とすることが制度としても望ましいと考えられることから、第二種支援区域の単位は引き続き「町字」とすることとしてはどうか。
- ・ 「特別支援区域」について、現行の「10%超」を維持すれば、全国の区域（町字）の約95%において、NTT東西、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者などいずれかの事業者が指定基準を充足すると見込まれることから、引き続き「10%超」とすることとしてはどうか。
- ・ 現行制度では、毎年度、町字ごとの回線規模等の報告を求め、これにより支援区域の指定の追加・解除を毎年度実施している。その上で、総務大臣が担当支援区域を指定し、同年度末の状況を踏まえて、いわば「予測値」として翌年度に原価算定を行い、翌々年度の一部を補填する交付金を交付する運用となっているが、この運用を継続すると、自主的な整備・維持については前年度に、最終保障提供責務については翌年度に、それぞれ原価を算定することになり、算定や交付の時期がずれることで極めて複雑になるおそれがある。
- ・ そのため、令和9年度以降は、第二種適格電気通信事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」についての指定を受けた後に、最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する運用に改めることとしてはどうか。また、第二種交付金制度の安定的な運用を図る観点から、総務大臣による支援区域の指定の追加・解除及びその前提となる回線規模等の報告について、国勢調査の実施年に合わせて、5年に1回程度に見直すこととしてはどうか。
- ・ 現行の第二種交付金制度では、担当支援区域における安定的なサービス運営を担保するための要件として、「エリアカバー率」に加えて、ブロードバンドサービスを継続して提供する期間（「継続提供期間」）を定めているが、「手挙げ制」への変更や最終保障提供責務の導入といった制度変更を踏まえ、現行の「1年超」から短縮する方向で見直すこととしてはどうか。
- ・ また、第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者からも負担金徴収手続について見直しの要望が寄せられていることも踏まえ、負担金徴収の執行状況を注視し、顕在化した課題への対応方策について速やかに検討することとしてはどうか。

【検討の背景】

- ・ 現在、携帯電話事業者各社が提供しているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一次答申において、「光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを旨とする政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバが未整備の世帯において、目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、ユニバーサルサービスとして制度化を検討することが適当であるとされたところ。
- ・ また、第二種支援区域の指定制度との関係では、今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、支援区域の指定要件である「競争事業者がないこと」の「競争事業者」に、一定以上の割合をカバーしているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供事業者を原則として含まれるが、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に「競争事業者」に含めない方向で検討を進めることが適当とされたところ。

【検討の方向性】

- ・ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化に向けては、これまでの答申内容も踏まえつつ、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方や、支援区域の指定要件（「競争事業者がないこと」）における扱いを含め、令和9年度以降、政府目標の達成状況の見通しも踏まえた上で、具体的な検討に着手することとしてはどうか。



役務提供していたエリアの一部が事後的に「担当支援区域」となる

この期間中に生じた最終保障提供責務は、地域会社 (NTT東西) が担うことになる

この期間中に生じた最終保障提供責務は、適格事業者が担うことになる

この期間中に生じた最終保障提供責務は、適格事業者が担うことになる

支援区域の指定・解除は5年に1回程度に見直し

※ 事業者からの担当支援区域の追加・解除の申請は随時可能

「実績値」ベースで算定・交付の時期も統一

<第二種適格電気通信事業者>

① 支援区域 (特別支援区域) の指定 (法第110条の2)

1) BBユニバの提供確保が著しく困難なものとして、次のいずれかに該当すること。

- ・ 単位区域における収支が総務省令で定める額(現行は11,790円/月)以上の赤字
地理的条件その他の総務省令で定める事項が総務省令で定める場合に該当(現行は公設地域と未整備地域)

2) 単位区域において現にBBユニバ(総務省令で定める規模(現行は50%)を超える回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの)を提供している事業者(総務省令で定める期間(現行は1年)を超えて継続提供している者に限り、業務区域の減少により当該単位区域から退出する者その他総務省令で定める者を除く)の数が1以下であること

引き続き、「町字」単位とする方向でどうか

全体収支が黒字でも区域の赤字額を補填してはどうか

・モデル上黒字でも実際に赤字になれば補填
・施行後に設置の公設光ファイバの譲受けも対象
・離島の公設海底ケーブルの譲受けも対象として政策的に整備を促進してはどうか

② 適格電気通信事業者の指定 (法第110条の3)

- 1) BBユニバの提供の業務に関する収支状況等を公表していること
- 2) 申請支援区域について、他の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受けていない区域が存在すること
- 3) 申請支援区域において提供するBBユニバが総務省令で定める規模(現行は10%)を超える回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること

ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化について、「競合事業者がないこと」における扱いも含め、令和9年度以降、具体的な検討に着手してはどうか

引き続き、「町字ごとに10%以上」とする方向でどうか(約95%の町字で適格事業者としての資格を備える事業者が存在)

③ 第二種交付金の交付 (法第107条第3号)

全ての担当支援区域におけるBBユニバ(②の3の要件に該当するBBユニバを総務省令で定める期間(現行は1年)を超えて継続提供している者に限る。)の収支が赤字と見込まれること

短縮する方向でどうか

<NTT東西>

① 総務大臣の確認 (法第110条の4)

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバの収支状況等を公表していること

NTT東西の手続上の負担に配慮し、第二種適格電気通信事業者が交付金を受けるために必要な申請手続と統一感のある制度設計を志向してはどうか。

② 第二種交付金の交付 (法第107条第4号)

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバ全体の収支が赤字と見込まれること

4. 最終保障電気通信役務に対する交付金

【検討の背景】

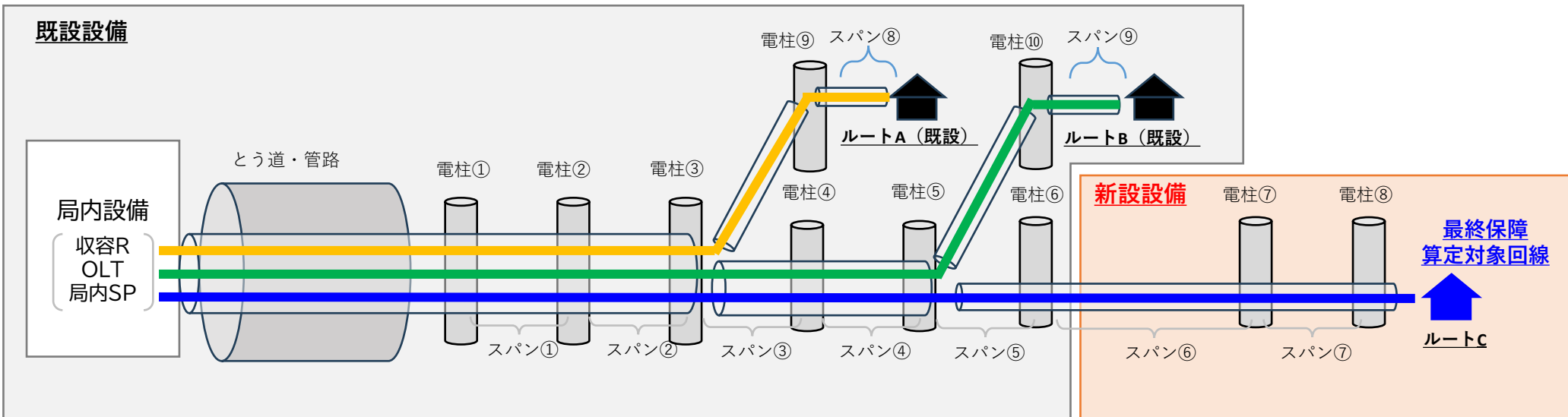
- ・ 一次答申において、最終保障提供責務は電気通信事業者が経営上の理由があってもユニバーサルサービスを提供する「義務」を課すものであることを踏まえ、電話・ブロードバンド共通の基本的考え方として、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、「必要十分かつ合理的な水準の額」を交付金により補填することを基本として検討していくことが適当とした上で、①「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」は、光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とすることを基本に検討していくこと、②「必要十分」な水準として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（収入費用方式）を基本とし、かつ、「合理的な」水準として、実際に要した費用の中に非効率と認められるコストがあるときは、当該コストを控除できる仕組みとすることを基本に検討していくことが適当であるとしたところ。
- ・ また、最終保障電気通信事業者は最終保障電気通信役務の円滑な提供のために近隣電気通信事業者に協力を求めることができるが、その協力の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき具体的な金額について、一次答申では、最終保障電気通信役務の「提供に要する費用」として交付金の算定対象に含めつつ、交付金規模の肥大化につながらないよう、合理的な水準であることを求める方向で検討していくことが適当との方向性を示したところ。

【検討の方向性】

- ・ 最終保障電気通信役務の用に供される設備には、最終保障電気通信役務の提供の求めに応ずるために新たに設置する電気通信設備（①新規設備）と、既に他のサービスの用にも供されている既存の電気通信設備（②既存設備）とに区分されるところ、第二種適格電気通信事業者として複数の電気通信事業者が最終保障提供責務も含めたブロードバンド環境整備の担い手として手を挙げやすくなるよう、制度対応コストの軽減を図る方向で最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法を設計することとしてはどうか。
- ・ 具体的には、まず、①新規設備に相当する部分については、義務として最終保障電気通信役務を提供するために光ファイバ等を新設したことにより実際に生じた費用であることから、その全額を第二種交付金の原価とすることとしてはどうか。その際、「実際に生じた費用」は、算定手続上の負担を軽減する観点から、当該新設設備の利用状況（追加の提供の求めに対応する回線の増設や接続※等による共用の有無等）にかかわらず、共用による分計は実施せず、実際に構築に要したコスト全額を補填対象とする方向で検討してはどうか。

※ もっとも、具体的な制度設計に当たっては、接続料等との二重のコスト回収にならないようにすることが求められる。

- ・ 次に、②既存設備に相当する部分について、現行の第二種交付金制度では、各町字において利用される既存設備の設備量・資産額を設備種別・設備区間ごとに特定・把握し、共用する町字の間で按分することで、個々の担当支援区域（町字）に対応する設備維持コストを算定した上で収入を差し引いて交付金原価を算定している。一方、最終保障電気通信役務は町字よりも細かい「個々の提供場所」ごとに提供されることとなり、その提供に係る設備維持コストを算出することは、現行制度以上に細分化した単位で設備量等の把握や按分が必要となるなど事業者の手続上の負担が大きくなり、複数の電気通信事業者が最終保障提供責務も含めたブロードバンド環境整備の担い手として手を挙げやすくなるという目的の妨げとなるおそれがあるのではないか。



■現行の七条式算定（実際設備量に基づく算定、支援対象分を配賦で把握）を準用する場合

新設設備

(1) 新設設備（スパン⑥⑦・電柱⑦⑧）に係る資産額を把握し、減価償却費及び維持コスト・報酬等を算出（資産額×設備管理運営費比率）

既設設備 →最終保障算定対象回線以外の提供にも寄与しているため、最終保障算定対象コストの分計のために**收容局毎に**以下の工程が必要

(1) 收容局配下の全ての引込柱から收容局までのルート情報を全部辿り、全スパンとルートの対照表と、ルートごと利用芯線数を予め作成

(2) 最終保障算定対象回線が通過する引込柱から收容局までのルートを、(1)と引込柱から特定（ルートC）

(3) 收容局全設備データから、ルートCの利用設備を特定し、設備種別ごと・スパンごとの設備量（数量・亘長）を把握（局内設備、とう道・管路、電柱、ケーブル）

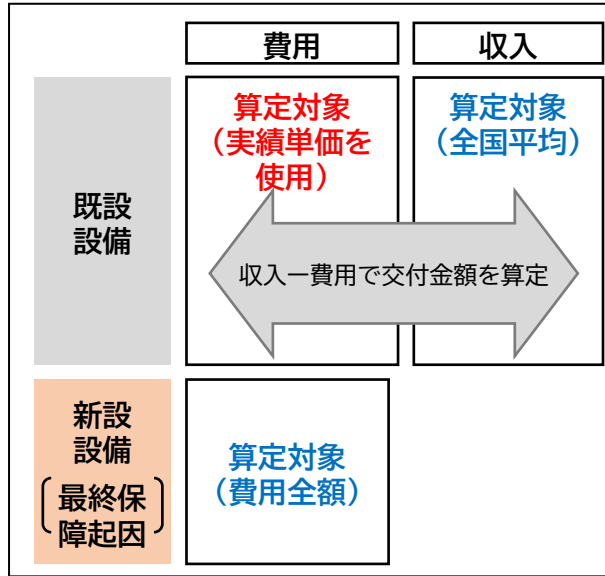
(4) (3)で把握した設備ごと・スパンごと設備量を、ルートCにルート数按分で配賦

(5) (4)でルートCに配賦された設備ごとの設備量に対し、単価を乗じて維持管理コストを算出（減価償却費・維持管理費）

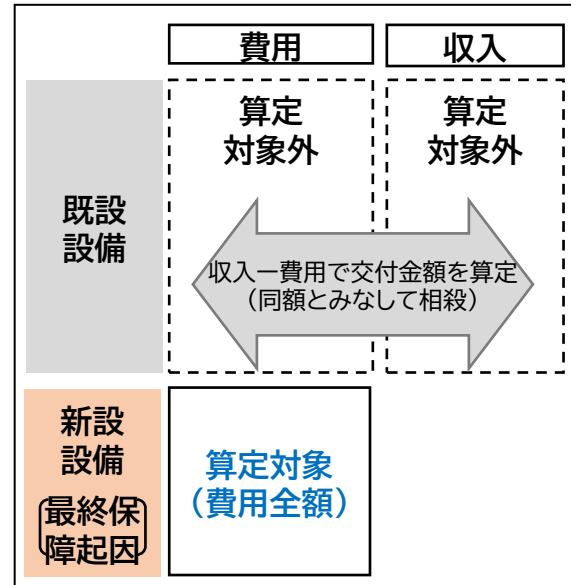
【検討の方向性】

- こうした問題意識を踏まえ、既存設備の維持コストの算定方法について、第二種適格電気通信事業者から、以下の方法が提案された。

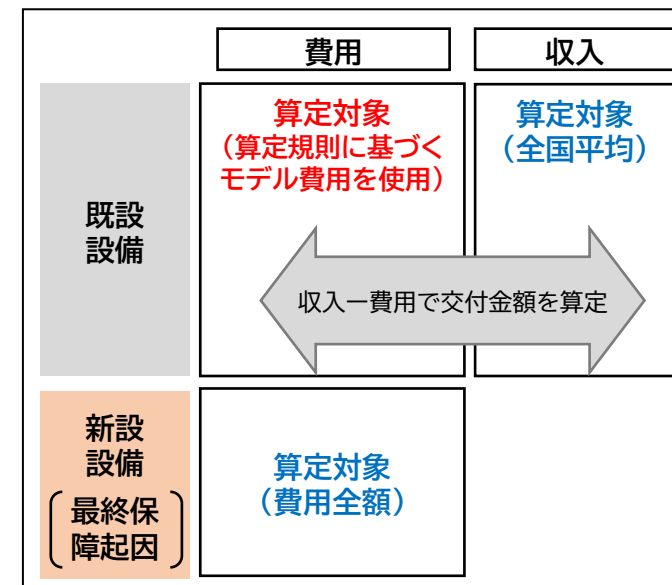
案①：実績の平均単価を算定・適用



案②：既設設備コストと収入額を相殺



案③：モデル費用(6条式)を算定・適用



案①は、「地域特性が近似する町字における既存設備の維持コスト」の把握が引き続き必要となるほか、特に担当支援区域の数が相対的に少ない小規模な事業者においては、そうした町字がそもそも存在しないおそれがあり、事業者の負担軽減効果や「担い手を増やす」効果が限定的なものとならざるを得ないと考えられるのではないかと。

案②は、事業者の負担軽減効果の観点からは望ましい方法と考えられる一方で、最終保障電気通信役務が提供されるエリアでの回線ごとの実際の「既存設備の維持コスト」は「得られる収入」を上回ることも想定されるところ、一律に同額とみなすことにより、赤字が十分に補填されないおそれもあると考えられるのではないかと。

案③は、第二種適格電気通信事業者において既存設備の設備量等を個別に把握する必要がなくなるため手続上の負担の軽減が図られるほか、「モデル上の費用」は、区域ごとの特性を反映してブロードバンドサービスの維持に要する費用を合理的な手法により計算したものであり、これを個々の担当支援区域における既存設備の維持コストとみなすことは、一定程度妥当であると考えられることから、案③の方法とすることが適当ではないかと。

【検討の方向性】

- 最終保障電気通信役務は、利用者との契約の解除や他の区域内電気通信事業者による役務提供の開始、あるいは自らの担当支援区域でなくなったこと等により、最終保障電気通信役務としての提供が終了することも想定される。このような場合でも、その提供に要した費用については、新設設備の減価償却費相当額など、責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内で、一定の期間継続して第二種交付金の算定対象とすることとしてはどうか。
- 最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者から「必要な協力」を得た場合に支払う「協力の対価」については、最終保障電気通信役務の提供に要する費用として第二種交付金の算定対象とすることが適当であるが、協力として想定される内容が個別具体的であることや当事者間の協議に委ねることを基本としていることから、「協力の対価」に対応した個別の算定方法は規定しないこととしてはどうか。その上で、交付金規模の適正性を確保するため、最終保障電気通信事業者において、「協力の対価」として第二種交付金の原価として算定した額が、自ら設備を設置するとした場合に要すると見込まれる費用の額よりも少ないことを疎明する等の方策をあわせて検討することとしてはどうか。
- 最終保障電気通信役務は、これまでどの電気通信事業者も提供したことのない区域で生じるものであるため、現時点で、最終保障電気通信役務の提供に要する新規設備及び既存設備に係る原価算定等の妥当性について判断することは困難であることから、制度施行後において、サンプリング調査等により、原価の算定方法等の妥当性を検証する仕組みを検討することとしてはどうか。
- なお、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして提供することが想定される携帯電話事業者が第一種適格電気通信事業者としての指定を受ける意向を有していない現状を踏まえると、実態としては、電話の最終保障提供責務を担う電気通信事業者は、当面NTT東西のみとなることが見込まれる。
この場合、NTT東西は最終保障提供責務として固定電話サービスを履行するためには、現状では光ファイバを新たに整備することになると想定されるが、その設置形態は、ブロードバンドの最終保障提供責務としてFTTHサービスを提供する場合と同様であることから、交付金制度の運用コストの軽減を求める事業者の要望も踏まえ、電話の最終保障電気通信役務に対する第一種交付金の算定方法についても、ブロードバンドと同様のものとする事としてはどうか。